●喫煙について

学生・教職員の健康維持・増進を目指して

「神戸学院大学全構成員の健康増進及び健康の向上を図るという観点から、神戸学院大学キャンパス内において、特別に指定された場所以外は禁煙とする」

神戸学院大学は1997年から学内分煙制度を推進してきましたが、健康増進法の施行に伴い、それを一歩前進させたキャンパス完全分煙を2004年4月1日よりスタートしました。教職員・学生の代表が集まり学内喫煙について協議・検討した結果、神戸学院大学全構成員の健康を守るという観点から、「特別に指定された場所以外は禁煙」という結論に至りました。その後も、健康増進法の改定に伴い、適宜喫煙場所を移動するなどの対応を実施してきました。

受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙や蒸気にさらされること）は、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの重大な病気にかかるリスクが高くなる大きな原因となっています。喫煙をする際は、『望まない受動喫煙』をさせることがないよう周囲の状況に配慮してください。また、健康増進法および兵庫県受動喫煙防止条例では、20歳未満の学生が指定喫煙場所立入ることは禁止となっています。

一部の喫煙者による違反行為に対して、数多くの苦情が寄せられています。より良い生活環境を作るには大学の構成員である、学生・教職員一人ひとりの自覚と協力が必要です。

指定喫煙場所

2023年2月1日現在

喫煙場所

〔KPC1〕

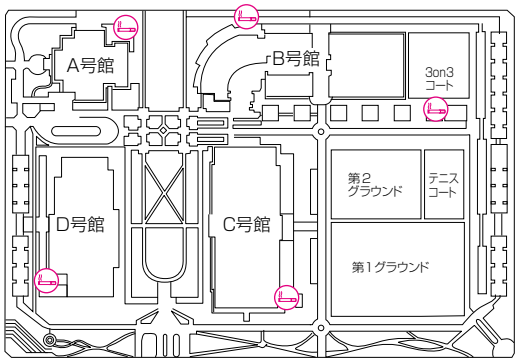

〔KPC2〕

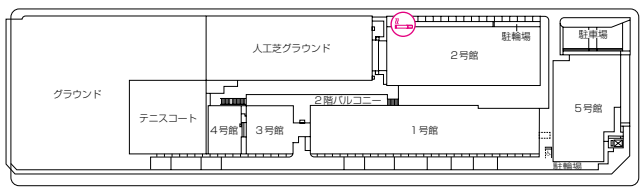

〔KAC〕

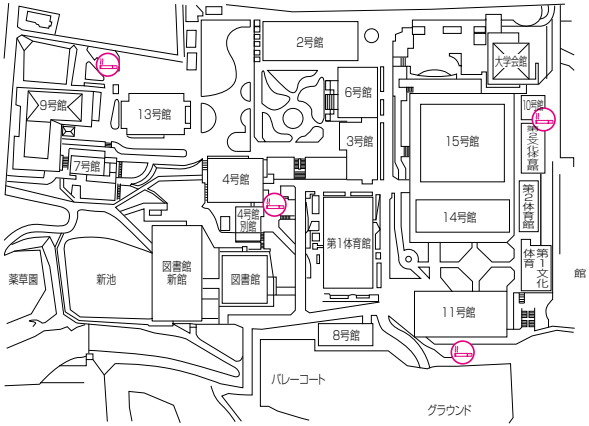

受動喫煙の危険性

受動喫煙とは、非喫煙者が喫煙者の周りにいてタバコの煙（蒸気含む）を吸い込むだけで、少量のタバコを自分で吸ったのと同じような状態になることです。タバコの煙には、喫煙者が吸い込む主流煙と、火のついた先端から立ち上がる副流煙、喫煙者の呼気による呼出煙があります。主流煙はフィルターを通ることにより有害物質の一部が取り除かれますが、副流煙はフィルターを通らないこともあり、主流煙よりも多くの有害物質が含まれており、中には100倍以上の差があるものもあります。最近では、煙が見えなくても、服や髪の毛などに付着している有害物質を吸い込む三次喫煙も問題視されています。周囲の状況に配慮のない喫煙は、受動喫煙を望まない喫煙習慣のない人の、がんや虚血性心疾患、脳卒中の発生リスクを有意に高めます。

健康増進法第26条は、「国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。」を義務付けており、大学はその義務を果たさなければなりません。

また、同法は、望まない受動喫煙を防ぐため、喫煙をする際は、周囲の状況に十分配慮することを義務付けています。指定された喫煙場所以外では喫煙しないでください。

禁煙のすすめ　－社会は「禁煙」に向かっています－

タバコは「百害あって一利なし」

タバコは、がん（肺がん、咽頭がん、食道がん、膀胱がん）、心疾患（心筋梗塞、狭心症等）、脳血管疾患、慢性肺疾患（肺気腫、喘息）、胃・十二指腸潰瘍、歯周病（歯が抜ける）、肌の老化（顔のシワの増加）、ED（勃起障害）、早産・流産といった病気の大きな原因になっています。全世界で年間500万人、日本でも年間11万人以上がこれらの病気で死亡しています。禁煙することにより、これらの病気を予防することができます。

大学を卒業するまでにタバコを卒業しよう

法律で喫煙が禁止されている20歳未満の者はもちろんのこと20歳以上の者もはじめからタバコを吸わないようにしましょう。

現在タバコを吸っている方は、禁煙にチャレンジしてください。タバコがやめられない原因は、ニコチンに対する薬物依存と喫煙の習慣化によるタバコへの心理的な依存です。吸い始めてからの期間が短いほどニコチンの依存度が低いので、今やめるほうが将来やめるよりも禁煙しやすいはずです。一般的に禁煙すると直後から体に良い変化が起こります。まず、20分以内に血圧や脈拍が正常になり、8時間以内に酸素欠乏状態が改善し、3日程でニコチンが体内からなくなり、次いで、呼吸や歩行が楽になります。さらに5年以上禁煙を続けると肺がん等の危険性が非喫煙者並まで低下します。最近では、企業の人事採用の際にも非喫煙者を選考の条件としたり、現在働いている人に対しても生産性が落ちる等の理由により就業時間内は喫煙してはいけないという規則を設ける社会の動きも出てきています。大学を卒業するまでに生涯にわたって健康を損なう喫煙習慣から卒業しておきましょう。

なお、少しでも禁煙への興味がある方には、医務室で禁煙のアドバイスを行っていますので、お気軽にお越しください。

●飲酒について

2008年から2021年までの12年間で、飲酒事故により41人の命が失われました。（特定非営利活動法人アスク調べ）本学においても、2008年に飲酒事故で1名の尊い命が奪われました。このような悲惨な飲酒事故を二度と繰り返さないという強い決意に基づき、本学では独自の飲酒ルールを定めました。飲酒に関する法令・マナーとあわせて、厳守してください。

1.神戸学院大学の飲酒ルール

（1）共通ルール

本学の20歳未満の者が同席する場合は、20歳以上の者（教職員を含む。）も飲酒を禁止する。

（2）キャンパス内ルール

①学内全域で飲酒は禁止する。ただし、事前に所定の願書により学生支援センター所長の許可を特別に得た場合（学内厚生施設で開催される行事で、教職員同席の下で参加者が20歳以上の者のみで構成される場合）は除く。

②酒気帯びや飲酒状態でキャンパス内に入ることを禁止する。

（3）課外活動ルール

課外活動の合宿中は、全関係者（顧問・監督・コーチ等の指導者・20歳以上の者含む。）の飲酒を禁止する。

（4）ゼミ旅行、学外見学・研修、海外見学・研修旅行時のルール

教職員が同席し、かつ、参加する学生がすべて20歳以上の者である場合を除き、一切の飲酒を禁止する。なお、海外見学・研修において、一般的とされている儀礼や交流の趣旨・目的が尊重されるべき状況においては、引率教員が良識の範囲において適切に判断する。

2.飲酒に関する法令・マナー

（1）20歳未満の者の飲酒は禁止。周囲の大人には監督義務がある。

20歳未満の者の飲酒は、心身に重大な悪影響を及ぼため、法律で禁じられています。また、20歳未満の者の飲酒で罰せられるのは、監督義務のある周囲にいた大人です。

（2）イッキ飲み等の飲酒の強要は人権侵害です。

飲酒の強要（アルハラ）は人権侵害です。命を奪ったり、傷害等の犯罪に発展したりする可能性のある極めて悪質かつ危険な行為です。

（3）飲酒運転は悪質な犯罪です。

酒を飲んでの運転は運転能力を低下させ、重大な事故の原因となります。自転車も車両であるため、飲酒運転に含まれます。

（4）下宿先、飲食店等での大騒ぎはマナー違反です。

課外活動、ゼミ等の打ち上げにおいて、飲食店や地域の方に迷惑をかける行為は許されません。深夜の大騒ぎは問題外です。

3.飲酒に関する医学的な知識

（1）酔った状態とは

アルコールは麻酔作用により脳を麻痺させ、酔った状態をつくります。酔いの程度は脳内のアルコール濃度により決まります。

（2）アルコール代謝能力とは

飲んだお酒は肝臓で処理されます。普通の人（体重60～70kg）がビール中びん1本飲んだ際の処理には4時間程かかります。日本人は欧米人と違って、半数近くがお酒に弱い体質のため、飲んだ直後は何ともなくても次第に気分が悪くなってきます。

（3）過剰飲酒による健康被害

①過剰飲酒を続けるとアルコール依存性になります。お酒が切れると、イライラしたり汗をかいたり手足が震えたりします。

②過剰飲酒は、肝臓障害だけでなく、脳、心血管系、十二指腸、小腸、大腸、骨など、さまざまな内臓疾患の原因となります。

（4）20歳未満の者の飲酒が危険な3つの理由

①発育途上の脳細胞を破壊します。脳を萎縮させたり、記憶に関する脳組織に障害を与えたりする可能性があります。集中力や学習意欲の低下、精神的成長を阻害します。成績不振、退学など学生生活に支障をきたすケースにつながります。

②肝臓やすい臓など臓器障害を起こすおそれがあります。また、性ホルモンのバランスを崩し、成長を妨げることもあります。

③飲み始めが早ければ早いほど、アルコール依存症になる確率が高いと言われています。

4.命を救う適切な対応

（1）急性アルコール中毒を発生させない。

短時間に大量のアルコールを摂取すると、体内でのアルコール処理が間に合わなくなり「急性アルコール中毒」となります。
伝統やしきたりでのイッキ飲み、ソフトドリンクを用意しない、飲酒を断れない雰囲気づくりは絶対にやめてください。

（2）酔いつぶれた人への適切な介抱

①酔いつぶれた人を絶対に一人にしない。横向きに寝かせ、血液循環の悪化を防ぐために、約30分おきに体を反転させる。

②吐きそうになったら、吐瀉物による窒息を防ぐため、横向き（回復体位）の状態で吐かせる。

③衣服をゆるめて、楽にしてあげる。

④体温低下防止のために毛布等をかけて温かくして寝かせる。

（3）救急車を呼ぶべきアラーム信号とは

①大いびきをかき、強くつねっても、ゆすって呼びかけても反応がない
②倒れて口から泡を吹いている　③体温が下がり全身が冷たい
④呼吸が異常に早くて浅い。時々しか息をしない
⑤大量の血を吐いた　⑥失禁している

異常を感じたら、ためらわずに、素早く119（救急車）へ通報!

●薬物乱用防止について

近年、学生や社会人による大麻や合成麻薬、覚醒剤などの薬物乱用者が増えてきており、社会問題になっています。

禁止薬物を乱用すると、次のような状態に陥ります。

1. 脳や内臓を破壊する
2. 強い依存症が現れ、自分の意志では薬物の使用を止められない
3. 精神状態が不安定になり幻覚や妄想が現れる
4. 家族や友人、仕事を失う

大麻や覚せい剤等の禁止薬物の乱用は、本人の精神と身体に悪影響を及ぼすだけでなく、あなたの大切な友人や家族との関係崩壊、また社会全体に計り知れない悪影響をもたらします。これらの薬物は法令で取り扱いを禁止されており、違反者には厳罰が処せられるとともに、本学としても学生懲戒規程に準じて処罰の対象となります。

好奇心や一時の興味で接することのないよう十分注意するとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

その他、大学生活に潜む危険は、多種多様で、その内容は日々変化しています。少しでも疑問や不安なことがあれば学生支援センターまでご連絡ください。

神戸学院大学
薬物乱用防止について

●性感染症について

性感染症は性的接触によって感染する病気です。

近年、10代後半頃から20代にかけて若い人たちに増えてきています。性感染症に感染しても症状が軽かったり自覚症状がないこともあり、気づかない間に進行していることがあります。「もしかしたら…」と思う症状がある場合は、医療機関を受診しましょう。

医務室では、感染しているのではないかといった不安や、正しい予防方法が知りたいなどの相談や適切な病院の紹介、相談窓口を案内しています。ほとんどの性感染症は、早期発見・早期治療により治癒または重症化を防ぐことができます。一人ひとりが正しい知識と強い意志をもって行動するように心がけましょう。

厚生労働省HP
性感染症

神戸市HP
性感染症とエイズ

性の健康医学財団
性感染症とは

●感染症について

感染症の多くは、一人ひとりの日頃からの心がけ次第で未然に防ぐことができます。「手洗い・うがい」「マスクの着用」など感染症予防対策を習慣づけましょう。日頃から栄養バランスの良い食事や十分な休養をとるなど、体力や抵抗力を高めておくことも予防のために大切です。また、予防接種を受けて、免疫力をつけておくなどの対策も有効です。

出席停止（公認欠席）となる感染症については、大学ホームページ（学生生活内の医務室ページ）及び付録の事象別危機管理マニュアル（P129〜）を参照ください。

医務室HP

また、新型コロナウイルス感染症については、神戸学院大学登学基準に沿って行動してください。

厚生労働省HP
新型コロナウイルスについて

神戸学院大学
登学基準

●防犯について

夜間のひとり歩きに注意！

近年、大学周辺において暴行事件やチカンの被害に遭うケースが増加しています。

有瀬キャンパス周辺は夜間は人通りが少なく、街灯の無い暗い道もあります。不要不急の夜間外出は避けるとともにやむを得ない場合は、1人では外出しない、少し遠回りでも街灯のある明るい道を通る等の注意が必要です。

また、ポートアイランド周辺は企業の事務所や倉庫、高層住宅が混在しています。有瀬キャンパスと同様、夜間の不要な外出は避けるようにしてください。昼夜を問わず不特定多数の人が活動しているということを意識し、自分からトラブルに巻き込まれるような行動をしないよう心掛けてください。

夜間ひとりで歩く時は、常に緊張感を持ち、周囲を見回す癖をつけましょう

◇スマートフォンに集中したり、ヘッドホンをしていると犯人の接近に気が付きません。
◇防犯ブザーを携帯しましょう。
◇できるだけ複数で帰るようにしましょう。
◇遠回りになっても、人通りのある明るい道を通って帰るようにしましょう。
◇帰宅時は、周りをよく確認してからドアを開けるようにしましょう。

在宅中も注意！

外出時、窓（特にマンションの上層階）のカギを閉め忘れ、盗難の被害に遭うケースも見受けられます。たとえ少しの時間であっても外出する際には、全てのドア・窓を必ず施錠してください。

また、在宅中でも玄関は必ず施錠し、来訪者にはチェーンロックをしたまま応対することも大切です。中には宅配便を装い、「荷物が大きくて入らない」等と無理やりドアを開けさせようとする巧妙な手口もありますので、先に送り主を確認する等自衛を心がけてください。

●盗難に注意！

最近、学内（男子・女子更衣室、ロッカー、講義室、図書館、駐輪場など）での盗難が多く発生しています。また自習室やトイレ等で置き引きも発生しています。

「少しの間なら」、「他の人がいるから大丈夫」と油断し、貴重品の入った荷物を置いたまま席を外した隙に盗難に遭っています。学内には学生・教職員以外に多くの人が出入りしていますので、不審者の侵入を全て防ぐことは不可能です。皆さんが自覚をもって防ぐことが一番の近道です。

自衛策

1. 財布･携帯等の貴重品や自分の荷物は肌身離さす自己管理する。
2. 鍵のかからない場所やオープンな場所に荷物を置いた状態で､その場を離れない。
3. ロッカーを使用する場合､鍵をしっかりかける｡(暗証番号は安易な番号にしない)
4. 多額の現金および高価な物品を大学へ持って来ない。
5. キャッシュカード等の暗証番号は生年月日､電話番号にしない。
6. 駐輪場を利用する場合は､各自チェーンロックなどを用意し､タイヤ止めに掛ける等､二重･三重に施錠する。
   ※鍵のかかっていない自転車の盗難が増えています。
   自己管理の徹底を！
7. 駐輪場に停めたまま学外に出かけたり、夜間置いたままにしない。

もし盗難にあったら

1. 最寄りの警察に届ける。
2. クレジットカード、キャッシュカードが盗まれた場合は、クレジットカード会社、金融機関に連絡する。
3. 学内で盗難にあった場合は、速やかに各キャンパスの学生支援センターに届け出る。

●悪質商法に注意！

成人年齢が18歳に引き下げられ、親の同意無しに契約行為が可能になったことに目を付け、悪質業者が様々な手口で皆さんを騙そうとしてきます。

最近実際あったトラブル事例を２つ紹介します。トラブルに遭わないよう、知識を深めてください。

【事例①】情報商材や暗号資産(仮想通貨)のトラブル

◎「AIで株取引」という情報商材を数十万円でカード決済したが、高額で支払えない。

◎暗号資産に投資すれば高配当が得られるとの話を信じ入金したが、全く配当が入らず、換金もできなくなった。

〈ポイント〉

◎投資は元本が保証されず、儲かる場合もあれば、損をするリスクもあります。
「簡単に稼げる」「絶対にもうかる」投資は絶対にありません。このような謳い文句には注意してください。

◎一度契約してしまうと一方的に止めることができません。友人や知人から勧誘されて断りにくいと思っても、必要のない契約はきっぱり断りましょう。

【事例②】オーディション商法

◎実際には存在しない架空映画のオーディションを開催し、合格と共に大手芸能事務所へ入れる可能性がある等とうたい、高額なレッスン料を含む契約を強要された。

◎インターネットで見つけたモデル事務所の面接に行ったところ、アダルトDVDの出演を勧められ、無理やり契約されそうになった。

〈ポイント〉

◎「モデルになりたい」というあなたの夢に漬け込んで、「才能がある」と期待を持たせたり、「今決めないと合格を取り消す」などと急かして、有料のレッスンやマネジメント等の契約を勧めます。家族や周囲の人に相談するなど「冷静」「慎重」な判断を心がけましょう。

いずれの場合も、万一契約してしまった場合であっても、クーリングオフが使用できる場合もあります。

その場合速やかに消費者生活センターに相談してください。

●法令・マナーの遵守について

法令を遵守し、キャンパスマナーを守ろう！

本学は、近隣の方々からの理解と協力を得て、発展してきました。今後もそうした関係を大切にしていかなければなりません。そのためには学生一人ひとりが法令を遵守し、マナーを守って、全員が快適に過ごせるように心掛けていくことが大切です。また、友人や同じクラブの部員など周りの学生にも注意を呼び掛けてください。

●通学について

本学は通学について次のとおりとしています。

①通学はできる限り、電車、バスなどの公共交通機関の利用および徒歩とする（自動車通学を認められた者でも渋滞による遅刻・欠席は認められない）。

②やむを得ず自転車・単車を利用する者は交通安全と法規の遵守を徹底し、それぞれの指定された専用駐輪場を利用し、盗難防止に努めること。

自動車・単車による交通事故はすぐにケガや死亡につながる確率が高いため、運転する場合には常に交通安全に心がけ、マナーやルールを守って運転するよう十分に注意してください。

通学マナーを守ろう

バス乗り場および駅のホームにおける本学学生の乗車マナーに対して地域住民をはじめ、本学の学生や家族から多数の苦情が寄せられています。特に、明石駅前バス乗り場およびポートライナーにおける一部学生の割り込み乗車は、一般の方々に大変なご迷惑をお掛けしている状況です。この他にも車内で友人と大声で話したり、大きなカバンを通路に置いたままにすることもやめましょう。

自己中心的な行動は、ルールを守っている学生や一般の方々に不快感を与えるだけでなく、時には乗客同士のトラブルに発展することもあります。**自分勝手な行動は慎み、正しく整列し順番を守って乗車してください。**

普段から余裕をもって家を出るようにし、駆け込み乗車はしないようにするとともにお年寄りや身体の不自由な方等には座席を譲るよう心掛けてください。さらに混雑した電車やバスの車内では、付近に心臓ペースメーカーなどを装着している方がいる可能性があります。電波により心臓ペースメーカーの作動に影響を与える場合がありますので、スマホ・携帯電話の電源を切ってください。

また、ポートライナー「みなとじま（キャンパス前）駅」とKPC1・2との間にある横断歩道を赤信号を無視して、危険な横断をしている学生の姿が多数、目撃されています。信号無視による横断は、大変危険ですので、絶対にやめてください。**通学には信号の影響がなく、安全に通行できる歩道橋を利用しましょう。**

自動車通学の禁止

本学では 1994 年に自動車通学取扱要項が制定され、学生の自動車通学は全面禁止しています。ただし、有瀬キャンパスのみ自動車通学取扱要項に基づき、**許可を受けた者に限り**、「駐車場の利用許可」を行っています。自動車通学取扱要項については学内情報サービスに掲載している規則集をご覧ください。怪我、障がいにより、公共の交通機関で通学できない場合は、学生支援センターへ相談して下さい。

KACの駐車場利用許可に関する手続きは、第1次募集は11月頃に申請受付を行い、1月下旬に審査・許可者発表、第2次募集は4月初め申請受付を行い、4月下旬に審査許可者発表という予定になっています。申請希望者は必ず指定の期間内に手続きをしてください。日程等については、学生支援センター（KAC）掲示板で確認してください。

単車通学の禁止〔KPC1・2〕

※KPC1・2 内に自転車以外の駐輪場は一切ありません

KPC1・2 に乗り入れるためには、トレーラー等の大型貨物自動車が高速で多数往来する中で、4 車線の車線変更を行なわなければならず、交通事故の発生する危険性が大変高いと思われます。その現状を踏まえ、KPC1 設置の際に大学関係者と学生団体協議会のメンバーとで現地視察を行い、学内会議で慎重に検討した結果、原付も含めて単車通学については全面禁止することが決定されました。

単車通学の自粛〔KAC〕

学生の交通事故防止および大学近隣での迷惑・不法駐車防止のため、自動車通学は原則禁止とし、単車については自粛を呼びかけています。

●迷惑・不法駐車に対する取り扱いについて

駐車場利用許可者以外の自動車通学および大学近隣地域の自転車、単車の迷惑・不法駐車があとを絶ちません。特に大学周辺の店舗・マンションやポートライナー「みなとじま（キャンパス前）駅」周辺への駐車や路上駐車に対して、地域住民から苦情が寄せられています。友人・知人を訪ねてきた場合の駐車・駐輪であっても管理人・家主の許可がない場合は同様に迷惑・不法駐車として扱います（許可を得ている場合はその旨を明示しておいてください）。

迷惑・不法駐車に対しては「戒告・停学・退学」等の厳しい処分を行っていますので、決して迷惑・不法駐車をすることのないよう指定された駐車場・駐輪場を利用してください。なお、駐車場・駐輪場での盗難や事故について、大学は一切責任を負いません。自己管理のもと、盗難・事故防止を心がけてください。一度処分を受けた者が、再度同じ行為をした場合、さらに厳しい処分が課されます。取り扱いの詳細については下記の「迷惑・不法駐車に対する処分の範囲」と次頁の「迷惑・不法駐車違反者に対する取扱」のとおりです。

迷惑・不法駐車に対する処分の範囲

1. 戒告　学生支援センター所長による戒告処分（次頁、取り扱い図を参照）
   （1）大学近隣に迷惑・不法駐車をした者及び地域から苦情があった者。
   （2）駐車場利用許可を受けずに、大学の駐車場に3回以上無断駐車した者。
2. 停学・退学　賞罰委員会による処分
   （1）戒告処分（学生支援センター所長戒告）を３点以上受けた者。（以降卒業までの間、点数を重ね、反省の意思がない者は処分を厳しくする）
   （2）学生支援センター所長が、次の理由により戒告では軽すぎると判断した者。
   ・態度が極端に横暴で改悛の情がない者。
   ・暴力（傷害）事件などに発展した場合。
3. 施行日
   1994年４月１日から施行する。

警　告

昨年（2022年４月１日から12月末まで）、大学近隣に迷惑・不法駐車を行い、戒告・停学処分を受けた学生数は次のとおりです。本学は、許可者以外の自動車通学は禁止しており、また、単車での通学は自粛を求めています（KPC1・2への単車通学は全面禁止）。くれぐれも、このようなことの無いよう、心がけてください。

自動車・単車・自転車の
迷惑・不法駐車による戒告者

７名（KPC1・2 … 0名
KAC … 7名）

※長期にわたり、放置している単車、自転車については、廃棄しますので注意してください。

迷惑・不法駐車違反者に対する取扱

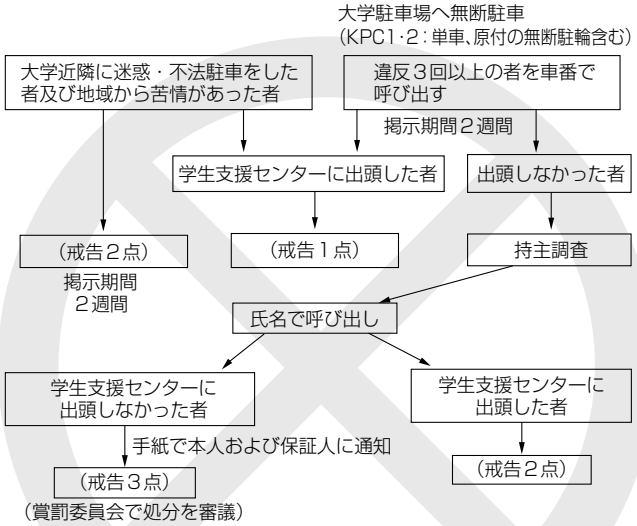

（1）戒告処分の手続き
①保証人への通知
②学長・所属学部長・学生支援センター所長・教務センター所長・賞罰委員・学生委員・指導教員への通知
③反省文提出（誓約書を含む）

（2）戒告１点又は２点を受けたにもかかわらず、再び、迷惑・不法駐車した者は戒告２点または３点とし、戒告３点以上受けた者は停学または退学を賞罰委員会に諮る。（点数は卒業時まで加算される）

● SNS の利用について

SNS の普及に伴い気軽に記事や写真等をネット上にアップすることが可能になりました。友人同士のコミュニケーションが容易となり、大変便利なツールではありますが、その使用方法を誤るとさまざまなトラブルが発生する可能性があります。いくつか事例を紹介します。

1. 一度掲載した記事・写真は完全に消去できない
   すぐ削除できるから大丈夫だろうと安易に投稿した記事でもネット上ではすぐに拡散し、完全に削除できない状態になります。これをデジタルタトゥーといいます。不特定多数の方が過去の投稿内容を閲覧することができ、就職活動の際に採用の合否に影響をおよぼすという事態も発生しています。

2. 法律やモラルに反する行為をしない
   軽い気持ちや悪ふざけで法律やモラルに反する行為を投稿し、大きなトラブルとなり、取り返しのつかない状況になることがあります。法律とともに、本学が定めるルール・マナーを必ず遵守してください。例えば、法律によって20歳未満の者の飲酒が禁じられているにもかかわらず、SNSに投稿するなどは言語道断です。20歳未満のうちから飲酒したり、たとえ飲酒をしているのが20歳以上の者のみであっても、周囲に誤解を与えるようなSNSへの投稿はやめてください。

3. 他人のプライバシーを侵害しない
   友人や知人とのプライベートな交流記事や写真など「他者の個人情報」を許可なくSNS上に公開することはプライバシーの侵害にあたります。また、友人・教職員等への悪口や反社会的な過激な意見を書き込み、トラブルに発展したケースもあります。人格否定や誹謗中傷は、人権侵害であり、名誉毀損罪や侮辱罪に該当します。一時の感情にまかせて行動することのないようにしてください。

4. 立場上知り得た情報（機密情報）を投稿しない
   アルバイト先やインターンシップ等で知り得た機密情報を SNS に投稿することは守秘義務違反や服務規律違反等で法的に訴えられたり、損害賠償請求をされる場合があります。軽率な行動が今後の人生を左右するといっても過言ではありません。

5. デマ情報を友人に広げない
   SNS上には虚偽の情報が拡散されていることがよくあります。デマの情報を更に拡散し、加害者にならないように注意してください。SNSを中心にネット上の情報は不確かな情報が多く、情報に関わる組織や個人をしっかり確認し、その取り扱いには十分注意してください。

MEMO